

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月11日

京都市長 門川 大作

京都市規則第49号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第38条第3項中「行財政局税務部収納対策課長又は市税事務所市民税室市民税第一課長，納税室納税推進課長若しくは徴収担当課長若しくは支所センター長の」を「次に掲げる」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 行財政局税務部収納対策課長
- (2) 市税事務所市民税室市民税第一課長
- (3) 市税事務所納税室納税推進課長
- (4) 市税事務所納税室徴収担当課長
- (5) 市税事務所納税室北税務課長
- (6) 市税事務所納税室上京税務課長
- (7) 市税事務所納税室左京税務課長
- (8) 市税事務所納税室中京税務課長
- (9) 市税事務所納税室東山税務課長
- (10) 市税事務所納税室山科税務課長
- (11) 市税事務所納税室下京税務課長
- (12) 市税事務所納税室南税務課長
- (13) 市税事務所納税室右京税務課長
- (14) 市税事務所納税室西京税務課長
- (15) 市税事務所納税室洛西税務課長
- (16) 市税事務所納税室伏見税務課長
- (17) 市税事務所納税室深草税務課長
- (18) 市税事務所納税室醍醐税務課長

別表第2 1第12号を次のように改める。

- (12) 市税事務所納税室北税務課長

別表第2 1中第84号を第97号とし，第13号から第83号までを13号ずつ繰り

下げ、第12号の次に次の13号を加える。

- (13) 市税事務所納税室上京税務課長
- (14) 市税事務所納税室左京税務課長
- (15) 市税事務所納税室中京税務課長
- (16) 市税事務所納税室東山税務課長
- (17) 市税事務所納税室山科税務課長
- (18) 市税事務所納税室下京税務課長
- (19) 市税事務所納税室南税務課長
- (20) 市税事務所納税室右京税務課長
- (21) 市税事務所納税室西京税務課長
- (22) 市税事務所納税室洛西税務課長
- (23) 市税事務所納税室伏見税務課長
- (24) 市税事務所納税室深草税務課長
- (25) 市税事務所納税室醍醐税務課長

別表第4中「第141号 市税事務所北税務センター長」を「第141号 市税事務所納税室北税務課長」に、

- 「第143号 市税事務所上京税務センター長
- 第144号 市税事務所左京税務センター長」 を
- 「第143号 市税事務所納税室上京税務課長
- 第144号 市税事務所納税室左京税務課長」 に、
- 「第147号 市税事務所中京税務センター長
- 第148号 市税事務所東山税務センター長
- 第149号 市税事務所山科税務センター長
- 第150号 市税事務所下京税務センター長
- 第151号 市税事務所南税務センター長
- 第152号 市税事務所右京税務センター長 を
- 第153号 市税事務所西京税務センター長
- 第154号 市税事務所洛西税務センター長
- 第155号 市税事務所伏見税務センター長
- 第156号 市税事務所深草税務センター長

- 第157号 市税事務所醍醐税務センター長」
「第147号 市税事務所納税室中京税務課長
第148号 市税事務所納税室東山税務課長
第149号 市税事務所納税室山科税務課長
第150号 市税事務所納税室下京税務課長
第151号 市税事務所納税室南税務課長
第152号 市税事務所納税室右京税務課長 に改める。
第153号 市税事務所納税室西京税務課長
第154号 市税事務所納税室洛西税務課長
第155号 市税事務所納税室伏見税務課長
第156号 市税事務所納税室深草税務課長
第157号 市税事務所納税室醍醐税務課長」
第8号様式7備考2中「及び」を「並びに」に改め、「納税室納税推進課長」の右に「及び徴収担当課長」を加える。

附 則

この規則は、令和元年10月15日から施行する。

(会計室)